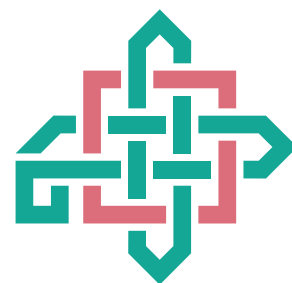


連携の絆を深め、輝く明日へ



ニュースレポート 中央会

NEWS REPORT CHUOKAI

No.793

2022

4



『ものづくり補助金成果事例集2021(北海道版)』
当会ホームページでご覧いただけます!!



支部だより(道南支部)



支部だより(十勝支部)

北海道中小企業団体中央会

Contents

- 01 令和4年度 中央会助成事業のお知らせ
- 02 必須 通常総会の開催～手順をおさらい～
- 04 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続き
- 05 中小法人・個人事業者のための事業復活支援金（国）のご案内
- 06 令和3年度内中小企業の廃業等に関する実態調査
- 08 ものづくり・商業・サービス生産性向上補助金10次公募について
- 09 『ものづくり補助金成果事例集2021（北海道版）』
当会ホームページでご覧いただけます！！
- 10 官公需適格組合制度をご存知ですか？
- 11 北海道経済産業局からのお知らせ
- 12 2月の道内景況
- 14 支部だより
- 16 中小企業大学校旭川校からのお知らせ
中小企業基盤整備機構からのお知らせ

令和4年度

中央会本・支部 通常総会の日程

令和4年度中央会本・支部の通常総会の日程が下記のとおり決まりましたので、お知らせいたします。

	開催日時	開催場所
本 部	6月 9日（木）午後3時から	札幌市／ホテル札幌ガーデンパレス
網 走 支 部	5月24日（火）午後4時30分から	北見市／ホテル黒部
空 知 支 部	5月24日（火）午後5時から	岩見沢市／岩見沢平安閣
後 志 支 部	5月24日（火）午後5時から	小樽市／ニュー三幸小樽本店
道 南 支 部	5月25日（水）午後4時30分（予定）	函館市／ホテル函館ロイヤル
胆 振 支 部	5月27日（金）午後4時から	室蘭市／中嶋神社蓬峽殿
十 勝 支 部	5月30日（月）午後4時から	帯広市／日航ノースランドホテル
釧 根 支 部	5月30日（月）午後4時30分から	釧路市／ANAクラウンプラザホテル釧路
上 川 支 部	6月 2日（木）午後5時から	旭川市／アートホテル旭川
宗 谷 支 部	6月 6日（月）午後4時30分から	稚内市／サフィールホテル稚内

令和4年度 中央会助成事業のご案内

課題解決型組合集中支援事業

本会の会員組合及び会員組合に所属する組合員が行う課題解決や新たな活路開拓等の先進的な取組費用の一部を助成します。

1 助成対象者・助成金額等

助成区分	助成対象者	助成金額	助成率
I型-1	組合	300万円以内(下限:50万円)	3分の2以内
I型-2	組合による共同事業体		
II型-1	組合員	50万円以内(下限:30万円)	
II型-2	組合員による共同事業体	100万円以内(下限:50万円)	

2 対象事業

【I型】課題解決に向けた既存事業の再構築や新事業の創出・展開を行うための方針等の立案、ビジョンや計画の策定及びそれらを実現化するための取組

【II型】個々の経営上の課題を踏まえた収益生の向上や事業基盤の強化、新たなビジネスモデルの構築等を図るための方針・方策等の立案、計画やビジョンの策定及びそれらを実現化するための取組

3 対象経費 謝金、旅費、原稿料、印刷費、会場借上料、借損料、車両借上費、通信運搬費、見学実習費、資料費、備品費、機械装置費、原材料費、雑役務費、展示会出展費、外注費、委託費

4 募集期間 令和4年4月1日(金)～令和4年5月20日(金)

組合活性化助成事業

会員組合が、組織の強化、運営の適正化を目的に組合員を対象として実施する研修会・講習会の開催費用の一部を助成します。

1 助成金額 1組合10万円以内(補助率10/10)

2 対象経費 講師謝金、講師旅費、会場等借上料、通信運搬費、資料費

3 募集期間 令和4年4月1日(金)～令和4年5月20日(金)

取引力強化推進事業

小規模事業者で構成された会員組合が共同事業の活性化や受注促進等を強化するためにホームページの開設、商品パッケージ改良等を行う際の費用の一部を助成します。

1 助成金額 1組合10万円(補助率2/3)

2 対象経費 謝金、旅費、消耗品費、印刷費、会場借上料、通信運搬費、委託費等

3 対象事業 ホームページ作成・更新、データベース構築、販促チラシ作成等

4 募集期間 令和4年4月1日(金)～令和4年5月20日(金)

※各事業については、予算の成立状況によって実施内容等や申請数により助成率が変更となる場合がございます。

お問合せ先・ 応募方法

各事業の詳しい内容や申請用紙の入手等は本会ホームページをご覧ください。本部連携支援部又は各支部へお問い合わせください。

北海道中小企業団体中央会内(担当:連携支援部) 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階
TEL:011-231-1919 FAX:011-271-1109 HP:https://www.h-chuokai.or.jp/

必須

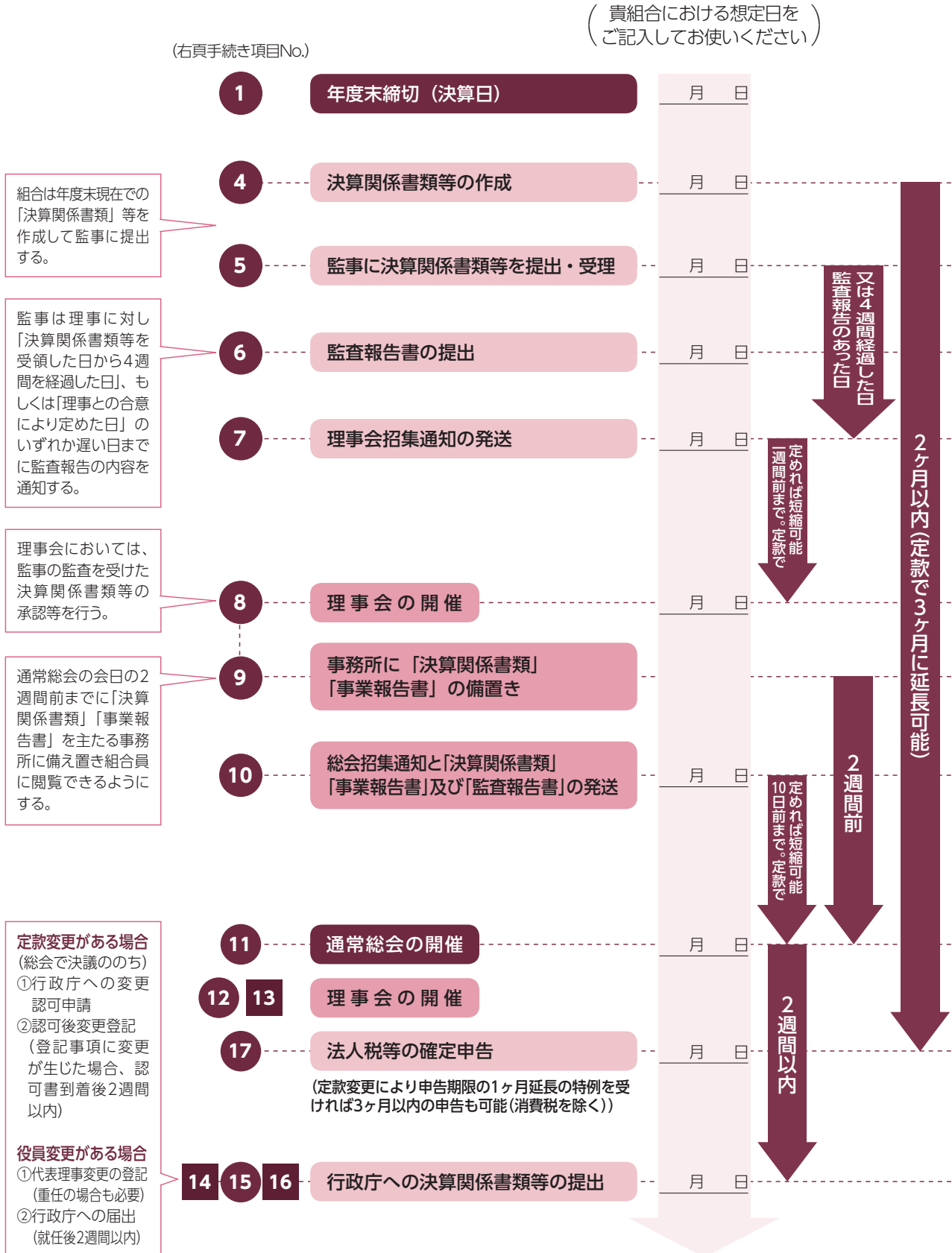
通常総会の開催! ~手順をおさらい~

コピーして
使える!

組合の決算期を迎えるにあたり、通常総会までに組合が留意すべき事項について手順をご紹介します。

1. 通常総会開催までの手順

詳しくは右側の表をご覧ください。



2. 年度末手続き上の20のポイント

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

NO.	手続き項目	ポイント
1	年度末締切 (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
2	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	出資総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内に行う。 なお、変更が生じた都度、登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②]
4	決算関係書類等の作成 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)	事業報告書及び決算関係書類を作成する。 [中協法 第40条②]
5	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤]
6	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているかなどに留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	理事会招集通知の発送	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	理事会開催	監事の監査を受けた事業報告書、決算関係書類並びに事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	決算関係書類等を事務所に備付閲覧	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。 [中協法 第40条⑩⑪]
10	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するよう発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	通常総会開催 (決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2ヶ月以内(定款で3ヶ月に延長可)に開催する。通常総会では、決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	総会終了後の事務処理 (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
13	理事会開催	通常総会で代表理事等(代表理事、副理事長、専務理事など)を含む理事の改選を行った場合、代表理事等を理事会で選任する。[中協法 第36条の8]
14	代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
15	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
16	行政庁への役員変更届	任期満了の改選を行った時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
17	法人税、法人道民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2ヶ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1ヶ月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
18	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。 (事前に本会担当者にご相談ください。) [中協法 第51条②]
19	行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20	変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない。 [中協法 第85条①]

※●印については、毎期の年度末の必須手続です。

※■印については、代表理事等(代表理事、副理事長、専務理事など)を含む理事に変更があった場合に行う手続です(代表理事変更登記は代表理事のみ該当)。

※●印、■印以外は、変更が生じた都度に行う手続です。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続き

新型コロナウイルス収束の見通しが不透明な状況下、依然として外出や移動等の自粛が求められる中での総会等の開催方法について、中小企業庁と全国中央会の協議により、次のとおり開催方法が示されています。

1. 理事会

みなし決議が定款に規定されている場合に限り、「みなし決議」すべき事項を提案した理事が、各理事に対し、提案書を発出し、理事全員の同意書が提出期限内に揃った日を理事会決議があったものとみなすことができ、みなし理事会議事録を作成します。

ただし、監事に業務監査権限を付している組合においては、監事にも提案事項について異議がないことを確認する必要があります。

2. 総会

総会については、中小企業等協同組合法上、書面による「みなし決議」の規定がないため、「期日・場所を特定した総会招集通知」を発出し、「総会の定足数」を満たした上で総会を実施する必要があります。その上で、次の事項を定款で確認し、状況に合わせた総会運営を行ってください。

①定款で書面又は代理人による議決が可能か確認する

定款に代理人又は書面による議決権・選挙権の行使が規定されている場合、代理人又は書面出席者も総会の出席者とみなされるため、総会運営に支障のない最低限の本人出席者で行うことができ、総会招集通知発出時に書面出席を促すことで本人出席者数をできる限り抑えることができます。

②代理できる組合員数を確認する

上記①が規定されている場合、代理人が代理できる組合員数(定款で規定された人数：最大4人まで)に関する規定を確認し、総会の定足数を満たす出席者数を確認します。代理数を超えた委任状は無効になるため、特に注意が必要です。

なお、所管行政庁では、やむを得ず通常総会を延期する場合(定款に定めた期日までに通常総会を開催できない場合)、組合の状況を踏まえ柔軟に対応することとしています。通常総会の延期を検討する場合は本会にご相談ください。

3. 役員改選が伴う総会の運営について

役員改選の重要性を鑑み、本来であれば議場で意思表示ができる本人及び委任状出席者が半数以上総会に出席し、選挙を行うことが望ましいものの、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、書面出席者が大半を占める総会での役員選出方法が示されました。

役員改選を伴う総会を最低限の本人出席者により開催する場合、役員選挙においては、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能です。

一方、組合員は中協法第11条第2項により、書面による選挙権の行使(以下「書面投票」)をすることができることとされ、書面投票者も総会の出席者に含まれます。(同条第4項)

したがって、書面投票の方法は、中協法第35条第8項で求められる無記名性が担保されているよう投票方法を工夫すれば実施は可能となります。

なお、上記の方法を採用する場合、**組合員の合意形成に十分に留意する必要があります。**

十分な合意形成がなされないまま上記の方法による役員を選出が行われた場合、中協法第54条(総会の決議の不存在もしくは無効の確認又は取り消しの訴え)の対象になり得るなど、無用なトラブルを発生させる原因となることが考えられるため、運用に際しては各組合の実情等を踏まえた対応が必要です。

書面議決書等の各種様式は本会ホームページ「書式ダウンロード」ページに掲載しています。ぜひご活用ください。
⇒ <https://www.h-chuokai.or.jp/support/format/>

お問合せ先

北海道中小企業団体中央会 連携支援部 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階
TEL:011-231-1919 FAX:011-271-1109 HP:<https://www.h-chuokai.or.jp/>

中小法人・個人事業者のための 事業復活支援金(国)のご案内

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、地域・業種問わず、事業全般に広く使える支援金を一括給付します。

①と②を満たす**中小法人・個人事業者が給付対象**となり得ます。

①**新型コロナウイルス感染症の影響**を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月の**いずれかの月(対象月)の売上高**が、
2018年11月～2021年3月の間の**任意の同じ月(基準月)の売上高**と比較して、
50%以上又は**30%以上50%未満減少**した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付額

中小法人等 **上限最大250万円** 個人事業者等 **上限最大50万円** を支給します。

給付額 **基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分**

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

詳細については、

事業復活支援金事務局ホームページ【<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>】をご覧ください。

お問合せ先

事業復活支援金事務局

TEL 0120-789-140(IP 電話専用回線 TEL 03-6834-7593)

※受付時間 8:30～19:00(土日、祝日を含む全日)

令和3年道内中小企業の廃業等に関する実態調査

令和4年3月 北海道中小企業団体中央会

会員である協同組合等を対象に組合員企業(個人事業主を含む。)の廃業等[自主廃業・倒産(民事再生等を含む。)]の実態を調査した。本調査は平成14年から実施しており、今回で20回目となる。

I 調査概要

■調査対象期間: 令和3年1月1日～令和3年12月31日

■調査対象組合数: 1,116組合

■回答組合数: 488組合

■回収率: 43.7%

■業種別内訳

運輸業: 31組合

卸売業: 21組合

小売業: 86組合

サービス業: 78組合

建設業: 116組合

製造業: 126組合

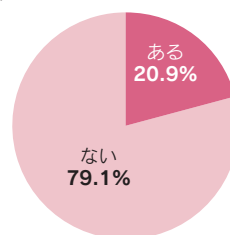
異業種(商店街を含む.): 30組合

II 調査結果

1 廃業等の有無

令和3年の組合員の廃業等については、「ある」と回答した組合は102組合(20.9%)、「ない」と回答した組合は386組合(79.1%)であった。

〈図1〉廃業等の有無



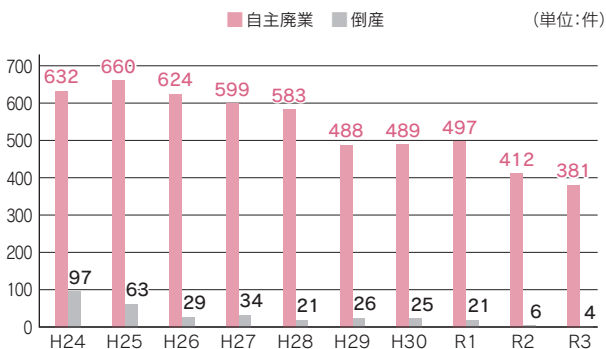
	組合数	構成比
ある	102	20.9%
ない	386	79.1%
計	488	100.0%

2 廃業等の年別推移と本支部別件数

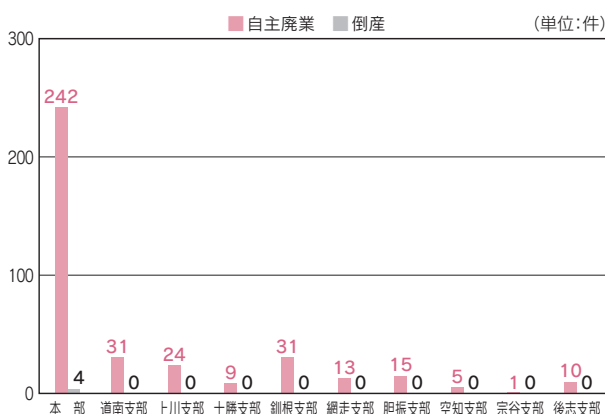
自主廃業の件数は381件となり、前年に引き続き減少となった。倒産については、減少傾向にあり最も低かった前年より、さらに低い4件となった。

また、本・支部別の廃業等の件数は、図3のとおり。

〈図2〉廃業等件数の年別推移



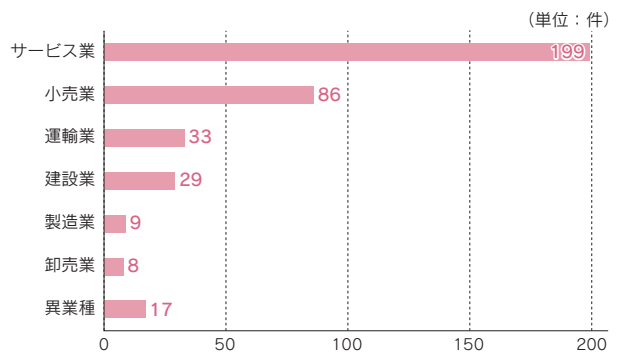
〈図3〉廃業等の件数(本・支部別)



3 自主廃業の業種別件数

令和3年の自主廃業(381件)を業種別で見ると、「サービス業」が最も多く199件、次いで「小売業」が86件、「運輸業」の33件と続いており、最も低いのは「卸売業」の8件となった。

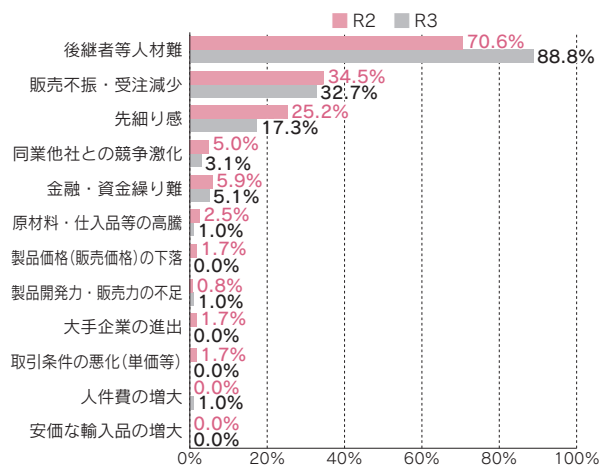
〈図4〉自主廃業の業種別件数



4 自主廃業の要因

自主廃業の主な要因は、「後継者等人材難」が88.8%(前年比+18.2ポイント)と最も多く、次いで、「販売不振・受注減少」が32.7%(前年比△1.8ポイント)、「先細り感」が17.3%(前年比△7.9ポイント)となった。

〈図5〉自主廃業の要因(複数回答)

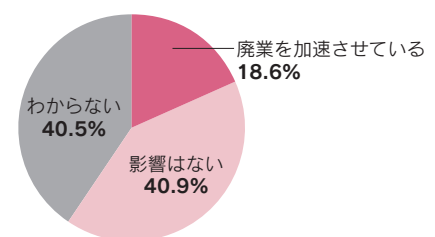


5 新型コロナウイルス感染拡大に伴う組合員企業の廃業への影響

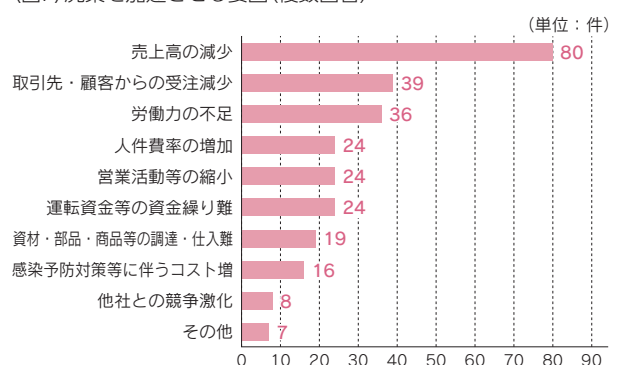
新型コロナウイルス感染拡大に伴う組合員企業の廃業への影響は、「廃業を加速させている」が18.6%、「影響はない」が40.9%、「わからない」が40.5%となった。

また、加速させている要因としては、「売上高の減少」が80件と最も多く、次いで、「取引先・顧客からの受注減少」が39件、「労働力の不足」が36件と続いた。

〈図6〉新型コロナウイルス感染拡大に伴う組合員企業への廃業への影響



〈図7〉廃業を加速させる要因(複数回答)



令和元年度補正・令和3年度補正 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」 10次締切の公募開始について

令和元年度および令和3年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(一般型、グローバル展開型)「10次締切」の公募を開始しております。

1. 公募期間

公募開始日：令和4年2月16日(水) 17時から

申請開始日：令和4年3月15日(火) 17時から

申請締切日：令和4年5月11日(水) 17時まで

※締切日の前日及び当日は、申請が集中することが予想されます。申請が集中した場合、申請手続きが滞る可能性がありますので、お時間には余裕を持って申請ください。

2. 公募要領

「ものづくり補助金総合サイト」に公募要領の申請に関する詳細が掲載しております。

令和3年度補正予算の成立に伴う制度の拡充・見直しにより、通常枠とは別に、[回復型賃上げ・雇用拡大枠][デジタル枠][グリーン枠]を新たに設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。

補助上限：一般枠 [通常枠]	750万円から1,250万円
[回復型賃上げ・雇用拡大枠]	750万円から1,250万円
[デジタル枠]	750万円から1,250万円
[グリーン枠]	1,000万円から2,000万円
グローバル展開型	3,000万円

補助率：一般枠 [通常枠]	1/2	小規模事業者等	2/3
[回復型賃上げ・雇用拡大枠]	2/3		
[デジタル枠]	2/3		
[グリーン枠]	2/3		
グローバル展開型	1/2	小規模事業者等	2/3

詳しくは右記の専用サイトをご覧ください。 **ものづくり補助金総合サイト (monodukuri-hojo.jp)**

3. 応募申請対象外事業者の変更について

10次締切から、応募申請対象外事業者が下記の通り変更になっております。ご注意ください。

- ・申請締切日前10か月以内に令和元年度補正・令和2年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(以下、同一事業とします。)の交付決定を受けた事業者及び申請締切日時点で同一事業の補助事業実績報告書を未提出の事業者
- ・過去3年間に、2回以上、類似の補助金*の交付決定を受けた事業者

*平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、令和元年度補正・令和2年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

4. 応募申請書類お問合せ

【ものづくり補助金事務局サポートセンター】

受付時間：10時～17時月曜～金曜(土日祝日を除く) 電話番号：050-8880-4053

公募要領に関して：monohojo@pasona.co.jp

電子申請システム：monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

『ものづくり補助金成果事例集2021 (北海道版)』 当会ホームページでご覧いただけます!!

平成27年度から令和元年度(3次締切補助事業完了者)までの実施事業者を対象に、補助事業の取組内容、成果と今後の展開等を調査・把握し、その内容を内外に公表することを目的とし、10事例を選定。

今後新たな試作開発や設備投資、販路開拓等にチャレンジしようとする中小企業・小規模事業者の皆様にとって参考となる内容となっております。



掲載事業者一覧 (掲載順)

- ◆株式会社 生和 ◆北海道麦酒醸造株式会社 ◆株式会社 円甘味
- ◆株式会社もち米の里ふうれん特産館 ◆道建コンサルタント株式会社
- ◆フジ美建工業株式会社 ◆株式会社 レアックス
- ◆有限会社 大坂林業 ◆リサイクルファクトリー株式会社 ◆株式会社 エース

『ものづくり補助金成果事例集2021 (北海道版)』は、北海道中小企業団体中央会のホームページ (<https://www.h-chuokai.or.jp/index.html>) でダウンロード、ご覧いただけます。

※書籍化はしておりませんのでご了承ください。

【お問い合わせ先】 ものづくり補助金北海道地域事務局 TEL011-522-9300

官公需適格組合制度をご存知ですか？

官公需適格組合制度とは、国や地方公共団体等が発注する官公需の受注に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって履行できる技術と体制が整備されている組合であることを中小企業庁（北海道経済産業局）が証明する制度です。

北海道では、73組合（うち物品納入・役務55組合、工事18組合）が官公需適格組合の証明を取得しています。（令和4年2月現在）

■官公需適格組合の証明基準（一部抜粋）

- ・官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ・共同受注担当役員や検査員等が設置され、官公需共同受注規約が定められていること
- ・組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること など

■北海道における官公需適格組合の特例

- ①地方自治法施行令で定める随意契約によることができ金額（工事250万円、物品160万円、役務100万円）に関わらず、随意契約が可能
→早期の契約締結や手続の簡素化が期待できます。
- ②競争入札の参加資格に特例がある
→官公需適格組合に対する建設工事の格付けにおいて、
 - ・ 評定数値の20%の調整特例
 - ・ 営業年数の要件を要しない
 - ・ 契約実績等の要件を組合及び構成組合員の合計とするなどの資格要件の特例を規定しています。



■官公需適格組合の取組事例紹介

【事例1】A管工事業協同組合

- ・自治体と協定を締結し、災害発生時には応急給水・復旧対応に従事
- ・年中無休・24時間体制の修繕センターを開設、修理対応のほか水回りに関する相談も常時受付

【事例2】B道路維持協同組合

- ・BCP策定、事業継続力強化計画の認定を通じて緊急時の即応体制を構築

【事例3】C石油業協同組合

- ・自治体との間で災害時の燃料供給協定を締結
- ・サービスステーションネットワーク網を活用したセーフティネットへの参加

【事例4】D管工事業協同組合

- ・警察署と地域の安全を守る「110番SOSステーション」協定を締結

■官公需制度をもっと詳しく知りたい方は

- 中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankoju.htm>
- 官公需情報ポータルサイト <https://www.kkj.go.jp/>
- 北海道中小企業団体中央会 <https://www.h-chuokai.or.jp/support/government/>

お問合せ先

官公需総合相談センター（北海道中小企業団体中央会内）

札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階

TEL:011-231-1919 FAX:011-271-1109 HP:<https://www.h-chuokai.or.jp/>

北海道経済産業局からのお知らせです

中小企業活性化パッケージを策定しました

～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～

経済産業省は、コロナ資金繰り支援の継続や増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、金融庁・財務省とも連携の上、「中小企業活性化パッケージ」を策定しました。

今後は、本パッケージに基づき、中小企業の活性化に向けた施策を展開していきます。

■ 概要

- ・日本の企業数の99.7%、雇用の7割を占める中小企業は成長と分配の好循環のエンジン。
- ・足下では、事業復活支援金や資金繰り支援等を通じて中小企業の事業継続を強力に支援するとともに、官民金融機関が条件変更等の柔軟な対応を実施(*)。
- ・(*)政府としても累次にわたり要請しており、条件変更の応諾率は約99%(21年12月末)
- ・こうした中、年度末の資金繰り支援の徹底を官民金融機関に要請するとともに、感染状況等を踏まえ、融資期間の延長をした上で実質無利子・無担保融資、危機対応融資を6月末まで継続。さらに、日本公庫の資本性劣後ローンも来年度末まで継続。
- ・併せて、債務に苦しむ状態が長く続けば、十分な人材投資、設備投資が困難となり、成長と分配の好循環が停滞するおそれ。このため、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な施策を展開する。

■ 本パッケージに基づく施策

コロナ資金繰り支援の継続

- ・セーフティネット保証4号の期限延長
- ・政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の継続等
- ・新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン(日本政策金融公庫)

中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

- ・認定支援機関の伴走支援強化
- ・協議会による収益力改善支援強化
- ・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の策定・活用
- ・中小企業再生ファンドの拡充
- ・再生事業者の収益力改善支援の拡充
- ・個人破産回避に向けたルールの明確化
- ・再チャレンジ支援の拡充
- ・収益力改善・事業再生・再チャレンジの一元的な支援体制の構築

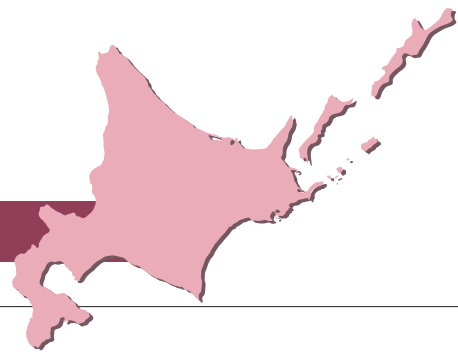
本パッケージの概要や施策の詳細については、経済産業省HPをご覧ください。

経済産業省HP：<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304006/20220304006.html>

2月の道内景況

情報連絡員レポート

長引く新型コロナウイルス感染拡大により、大きく景況落ち込む



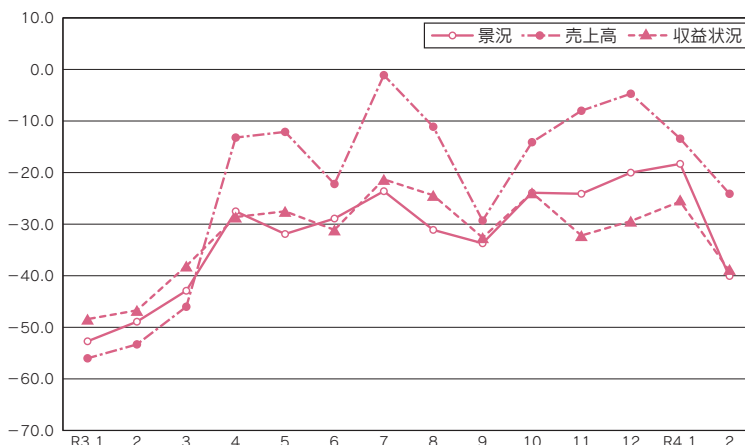
概況

全業種の主要DIの推移は、「景況」、「売上高」、「収益状況」の全てにおいて、前月よりマイナス幅が拡大し、厳しい結果となった。

情報連絡員からの報告によると、製造業は、「売上高」、「収益状況」が回復したが、原油や部品価格など原材料の高騰が見られ「景況」が大きくマイナスとなった。

非製造業では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による消費マインドの落ち込みに加え、大雪による交通機関の運休等の影響により買物客が減少するなど、先の見通しを不安視する声があった。

主要DIの推移



景況天気図(前年同月比)

	全業種			製造業			非製造業		
	1月	2月	前月比	1月	2月	前月比	1月	2月	前月比
業界の景況	$\Delta 18.3$	$\Delta 40.2$	$\Delta 21.9$ ↓	$\Delta 3.4$	$\Delta 26.7$	$\Delta 23.2$ ↓	$\Delta 26.4$	$\Delta 47.4$	$\Delta 21.0$ ↓
売上高	$\Delta 13.4$	$\Delta 24.1$	$\Delta 10.7$ ↓	$\Delta 24.1$	$\Delta 16.7$	7.5 ↑	$\Delta 7.5$	$\Delta 28.1$	$\Delta 20.5$ ↓
収益状況	$\Delta 25.6$	$\Delta 39.1$	$\Delta 13.5$ ↓	$\Delta 31.0$	$\Delta 30.0$	1.0 ↑	$\Delta 22.6$	$\Delta 43.9$	$\Delta 21.2$ ↓
販売価格	13.4	21.8	8.4 ↑	10.3	13.3	3.0 ↑	15.1	26.3	11.2 ↑
取引条件	$\Delta 9.8$	$\Delta 19.5$	$\Delta 9.8$ ↓	0.0	$\Delta 13.3$	$\Delta 13.3$ ↓	$\Delta 15.1$	$\Delta 22.8$	$\Delta 7.7$ ↓
資金繰り	$\Delta 11.0$	$\Delta 19.5$	$\Delta 8.6$ ↓	$\Delta 13.8$	$\Delta 20.0$	$\Delta 6.2$ ↓	$\Delta 9.4$	$\Delta 19.3$	$\Delta 9.9$ ↓
雇用人員	$\Delta 14.6$	$\Delta 19.5$	$\Delta 4.9$ ↓	$\Delta 13.8$	$\Delta 16.7$	$\Delta 2.9$ ↓	$\Delta 15.1$	$\Delta 21.1$	$\Delta 6.0$ ↓

(凡例) 30以上 10~29 9~△10 △11~△29 △30以下



天気図の見方 各景況項目について調査月と前年同月を比較して、「増加」(または「好転」)したという回答(構成比)から「減少」(または「悪化」)という回答(構成比)を差し引いた値(DI)をもとに作成。天気の表示は凡例のとおりです。

製造業

- ・流氷到来時期であり、沿岸漁業は3月10日まで休漁中。加工場は、主力の帆立原料が少なく稼働縮小中である。(水産食料品/網走)
- ・新型コロナウイルス感染による影響で、業務店だけでなく学校関係、施設、病院等の注文が激減。小麦粉等の原材料の高騰、重油等の更なる値上げにより各社値上げせざるを得ない状況だが収益はますます悪化している。(めん類/全道)
- ・味噌出荷量(道内)：単月(令和4年1月) 前年対比 102.1%
醤油出荷量(道内)：単月(令和4年1月) 前年対比 99.3%
：令和3年1月～12月の道内・累計出荷量：味噌 前年対比 95.0%
：醤油 前年対比 95.5%
：令和3年1月～12月の全国・累計出荷量：味噌 前年対比 97.4%
：醤油 前年対比 100.2%
- ・令和4年1月の道内単月出荷量は、味噌が良く、醤油は前年並み。
：令和3年1月～12月の全国の累計出荷量は、醤油が前年並み。
道内は、味噌・醤油とも全国平均より悪い結果となった。
・新型コロナウイルスの収束が不透明な中、今後も業務用出荷量の回復次第で、状況が変化して来ると思われる。
・エネルギー資源や原材料価格の高騰等で、大手及び中堅企業が味噌、醤油の値上げを発表している。(味噌・醤油/全道)
- ・トドマツ原木は、カラマツ原木不足により需要が増加している。価格が上昇傾向にあり、国有林材の調達が出来ている工場でも不足感が出てきている模様である。
市況については、地域差があるが、保合～強含みである。
・カラマツ原木は、入荷量に比べて消費量が増加していることから慢性的な原木不足は、未だ解消される見込みがない状況。
市況については、保合～強含みで推移。
・製材市況は、エソ・トドマツは、強保合～強含みが見込まれる。カラマツは、保合～強保合。
・紙原料は、製材工場がフル稼働している関係で看板チップが出ている模様。
・木質バイオマス原料については、順調に集荷されている模様。
・先月と大きく変わらず、外材の高騰も高止まり、道産建築材は引き合いがある模様。(一般製材/全道)
- ・原木中材量も徐々に回復してきて、原木在庫は前年同月比ではまだ88%ではあるが、今年度の道内では一番多い在庫量になっている。その効果もあって、歩留まりも回復している。(一般製材/十勝)
- ・新型コロナウイルス感染拡大が続く、さらに原材料等の値上げなど、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。(印刷/札幌)
- ・2月の生コン出荷量はおよそ146千m³。(前年同月比89.9%)
・地域別には、前年同月を上回った分会(協組)は29分会(協組)中、14分会(協組)で前

非製造業(卸・小売・商店街・サービス業)

- ・再び新型コロナウイルスまん延防止措置が発令され、百貨店や商業施設の来店客が急減したことで売上は低迷するも、前年対比では売上増加との回答が上回った。
・靴などの季節商品は在庫処分がクリアランスセール時期に当たり、百貨店の取引では返品増加が懸念されている。
・資材の高騰、ガソリン価格の高騰で仕入れや物流のコストが増加し、収益は低下傾向で今後に影響が出てくる見込み。
・組合設備の会議室、展示室の利用は半年並みに戻りつつあったが、コロナの急拡大によりキャンセルが目立っている。(各種商品/札幌)
- ・コロナの影響は、世間一般的には2月上旬が感染者のピークと言われていたためであるが、残念ながら、ここ十勝では日々3桁の感染者数、老健施設や学校等々でクラスターも毎日報告されている。収束が見えないなか経済活動の停滞が懸念される。
当組合としては、年度末近くとなり、2月に開催を予定していた研修会等々は中止となった。(各種商品/帯広)
- ・2月期の当組合の買付金は仲卸、荷受合計で1,202,404千円で先月の1月期実績より72,630千円ほど増加した。2月は稼働日数が少なかったものの買付額が増額している背景として、昨年未からの根拠野菜を中心とした異質な高値によるところが大きく、買付数量が増えたためではなく好ましい状況とは言えない。春先に向けての本州、九州を中心とした根拠野菜の作況の改善に期待したいところである。コロナ禍のまん延防止措置が延長になって消費動向は改善の兆を見えないが、来月以降に期待したい。(野菜・果実/道央)
- ・前年のうらやま反動の影響もあり、前年数値を上回る状況にあったが、まん延防止等重点措置の発出、延長で再び外出自粛傾向が強くなり、内食の恩恵も薄くなっており、高値は厳しいところが多い。観光面での影響長期化で事業所の閉鎖傾斜と事業の縮小も聞かれる。(菓子/全道)
- ・商品の価格高騰が続いている。(電気資材/全道)
- ・まん延防止措置の適用以降も感染は収まらず、休業する飲食店が増え、外出を自粛する状況が続いているのと、燃料価格の上昇が更に拍車をかけて消費マインドが冷え込んだ。燃料関係が前年比113%の増加となった他は全ての業種が前年割れとなった。一昨年と比較すると、物販・金融ともに大幅な落ち込みがあり、厳しい状況が続いている。(各種商品/旭川)
- ・コロナ感染者の増加、大雪によるJRの運休により買物客が激減した。閉店を早めたり、従業員を休ませたりする店も多かった。月末特売日では、午前10時頃になってようやく込み合ってきたが厚味は、平日のような状況に戻った。(各種商品/小樽)
- ・2月はまん延防止等重点措置期間であってどの組合員店も軒並み前年マイナスの状況であった。業種別では、ガソリン、灯油を扱う組合員店が唯一プラスで推移したことを除けば、衣料品、貴金属を扱う店舗においては大きくマイナス、グループや調剤など生活に欠かせない部門においては若干のマイナスといった内訳である。2月は組合員店主の逝去もあり事業継続も心配されていることから、組合員数の減少が心配される。(各種商品/釧路)
- ・従来から2月は閑散期であるも、コロナ禍の影響により売上減少が顕著化している。この2月には丸々1カ月間のまん延防止措置期間となり、飲食店の売上が著しく減少。それに伴い、飲食店に卸しているお酒なども販売がストップ。一般小売店も来店客数の減少が目立ち、資金繰りが多忙となっている。(各種商品/日高)
- ・まん延防止等重点措置が、予想通り再延長となり、春休み期間の需要増を期待していた函館朝市の各店舗でも落胆の声と共にまん延防止の効果を確認する声が上がっている。相変わらず協力の支援対象から外れており、更にその協力の金の支援対象優遇を期待して取得したはずの第三者認証が、取得したがために11時からアルコール提供を遵守せざるを得ず、時短営業の制限が反対に足かせとなってしまっている飲食店も数多くある。ただ、仮に協力の金の対象となっていたとしても、支援対象は飲食店ばかりで、朝市の大半を占める物販店においては、何ともしや切れない状況が続いており、疲勞の色が濃くなる一方である。(各種商品/函館)
- ・大雪での交通渋滞でお客様も外出できず、売上ダウン。商品の魚も産地から入荷がなく、店で値引商品が多く利益が厳しい。商品価格は主力商品が値上がりして売上をなかなか作れない。(各種食料品/道央)
- ・巣ごもりが長く続き、家電の需要が落ち着いたこともあり、売上の減少が続いている。大雪の影響でお客様へ訪問できない事も影響している。(電気機械器具/全道)
- ・組合全体の前年比は92.1%。食品スーパー関連の前年比は91.1%、ホームセンターは87.0%、上記以外の一般店は98.1%であった。1月の下旬から始まった「まん延防止重点措置」も2月も月かけて実施され、3月にも伸びようとしていますがニュースで流れる家庭用製品の値上げ報道と購買意欲の減退と生活が苦しいに感じていると思われる。原油の高騰にウクライナ紛争による更なる価格の上昇が見込まれる。(各種食料品/芦別)
- ・売上高対前年比101.65%の実績。

非製造業(建設・運輸業)

- ・令和4年2月の業況として、民間工事において地域差はあると思いますが、新年度に向けて多くの計画が立てられているように感じます。新年度に入る前に仕事を確保し、年度のはじめから遊びなく、会社運営の上でいける事が出来る様にしていこうと思ひます。反面、資材や機器などの価格の上昇や人手の不足はまだまだ続いていることが予想されます。また原油価格の高騰により、ガソリンや灯油などの価格もまだまだ下がっていない状況です。更なる工事での原価の低減や職場で使用する経費を圧縮するため、更なる効率のよい働き方を進めていく必要があるように思ひます。
・コロナウイルスにより制限の多い活動になりますが、企業や業界として、働く方たちが少しでも安心して働けるような環境をつくるべく出来たら良いと思う。(電気工事/全道)
- ・各社とも水道管や排水管の凍結修理がメインだが、昨年より比較して修理件数は少ない。昨年より降雪量が少ないことから除雪を請け負っている組合員はあまり忙しくない。
・石油や資材の高騰により各社とも経営を圧迫している。(管工事/名寄)

- ・年と同様であった。前年同月と比較して、増加したのは北渡島、小樽地区、十勝地方であった。一方、減少したのは札幌、苫小牧、千歳地区などであった。(窯業・土石製品製造業/全道・生コン)
- ・十勝地域では、2月はプラント設備の稼働はなく、砂利の動きも少ないことから前年と変化はない。
・3月に入って設備の修繕に入る。(窯業・土石製品製造業/全道・砕石)
- ・原価が大幅に上昇し、厳しい経営環境にある。(窯業・土石製品製造業/十勝・砕石)
- ・原油、原材料、運搬費、人件費など材料にかかるもの全てが値上りとなり、仕入価格は上昇している。
・販売価格の上昇が徐々に浸透してくると考えられ、一方で、需要と供給のバランスが逆転し、小規模の販売店、工事店には、材料が入らないという最悪の状況に向かう可能性がある。
・相変わらず元請の建築業者、サッシ工事店からの見積り依頼がほとんどない等しい状態である。(窯業・土石製品製造業/全道・ガラス)
- ・景況は前年同月からは上昇しているものの、直近の原料高・資源高などで経営環境は悪化している。
・原料スクラップは上昇中。鋳物用鉄銹は国内メーカーが4月より値上げ。ガソリン、灯油、ガス料金の値上げ。ウクライナ情勢によりロシアとの取引が出来なくなってきた。
・半導体不足、輸入部品不足で設備保全・更新に影響が出ている。(鉄鋳物/全道)
- ・昨年の発注回復で多くの造船所は2年から2年半の受注量を確保したことでこれからの受注する船は高付加価値などに注力する傾向が続いている。
・造船価格も上昇傾向で仕事量も確保しているが、人員不足と熟練技術者の確保が難しくなっている。
・新型コロナウイルスにおいては、比較的影響がない業種ではあるが、原油高や資材高も含んだ状況の中で、いよいよメーカーからの部品値上げの要請も出てきている。経済環境の不透明さも踏まえて、今後の影響が懸念される。(金属工作機械/鋳削)
- ・コロナの影響が払拭されない。
・原油価格高騰により仕入れ価格・運送費等負担が出てきている。
・ロシアの影響がこれかどうなるか非常に不安である。(金属工作機械/全道)
- ・鋼材の仕入が必要量の確保が難しくなっている。
・先行きのコストアップ要因として電力料金のアップが懸念される。(金属工作機械/旭川)
- ・国内はコロナ禍における影響が続く中、世界を見れば他国への侵略が、今後、日本に与える影響が図り知れない状況と思われる。資源を輸入に頼る我々は原油価格の高騰による物価上昇が生活苦を招きかねない事態と思う。各産業においても、経営の観点から厳しくなることも予想される。自助努力だけでは限界があり、コロナ対策、景気対策などの課題はやはり国に頼らざるを得ないとする。(家具/旭川)

- ・来店客数は減少している。
・取引先にホテル、飲食品等を抱える青果業者は依然として厳しい状況にある。(野菜・果実/札幌)
- ・まん延防止のため、平日の入店客は減少しているが、週末は賑わいを見せている。
・(和商に日)に北海道の補助金を活用し、応募型のイベントを開催した結果、成果もあり集客が見込めた。
・帯広のフルーツサンドや鶴岡村のケーキ販売などの催事も販促していた。
・来店客にはマスクの着用、出入り口にはアルコール消毒を徹底し、館内放送にてお願いし、定期的な出入り口を開放し、換気対策を実施している。
・店内の、お客様が利用したテーブルには、飛沫対策の亚克力板を設置し、テーブルイイスはこまめにアルコール消毒をしている。(鮮魚/釧路)
- ・2月は原油価格が上昇、併せて卸値も上昇、国の燃料油激変緩和対策事業の元売りに対しての補助以上卸値が上がるも末端での値上げは抑えられている状況となっている。収支状況も利益は圧縮状態が続いている。
・2月は原油価格が上昇、併せて卸値も上昇傾向にある中、2月下旬にロシアがウクライナへ侵攻したことから一気に急騰し、月末には1バレル当たり100ドルに迫る高水準となった。このため、SSにおけるガソリン価格も同様に上昇傾向にあり、1リットル170円を超える高値となった。また、灯油も一部地域では1リットル117円の高値となっている。政府では、燃料油価格激変緩和対策事業を実施し、石油の元売事業者等に対し補助金を交付しているが、既に補助上限(1リットル当たり5円)に達していることから、今後も原油価格の高騰が続けば現状の補助金額では仕切り価格の上昇を抑えることができない。そのコスト増分が小売価格に反映せざるを得ず、石油製品販売に悪影響を及ぼすことが想定される。
また、全国ベースでのガソリン販売量を見ると、依然としてコロナ前の状況に回復していない。石油製品の店頭価格は、ガソリン、灯油とも相当高い水準にあることから、消費者の買い控えによる販売量の減少が懸念されるほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していることも先行きの不安要素の一つとなっていると思われる。(燃料小売/旭川)
- ・緊急状態が続く中で、大手・中小、共に原油価格の高騰に危機感を持っている。原油の高騰にとまぬ飼育肥料の高騰、輸送コストの高騰など農業関係の全ての物の価格高騰が予想される。又、牛乳の生産調整が北海道の畜産農家に適用されるよう大手・中小共に、消費拡大を企業間で探っている。(農機用機械器具/全道)
- ・新車の販売価格上昇等中古車の販売価格も多少上昇しています。燃料の価格の高騰もあり、ある程度の水準に落ちつて事を希望します。(中古自動車/札幌)
- ・札幌近郊は大雪の影響が大きく、除雪機などの売れ行きが良い。
・百貨店の1月売上高は、4億5,852万円(前年同月比3.4%増)
・2月共通駐車券の利用は、前年同月比83.9%、買物駐車券は、前年同月比14.5%。
・新規感染者が急増、まん延防止措置の適用で、飲食店休業など厳しい状況が続いている。(各種商品/帯広)

- ・ガソリン、灯油の高騰により定約費の負担が大きくなっており、又、卸売価格の値上げにより景況が不透明である。
・まん延防止が延長となり新規予約の停滞も続き、キャンセルも併せている。
・2月は1か月間休業している施設もあるため、前年より大きく集客を回った。(旅旅/十勝)
- ・オミクロン株の相変わらずの増加、まん延防止法の延長等利用者の減少不安。それに加え営業用燃料の高騰及び光熱費その他備品等の値上り、非常に厳しい。(公共浴場/全道)
- ・30代前半以上の技術系人材不足と採用の困難さが引き続いていて道内IT業界だが、50代のミドル世代の求職者と即戦力を求める道内の中小IT企業の利害が一致して転職市場が動き始めている。
中途採用としては敬遠されがちな年代だが、コロナ禍でもDX化や新規事業に乗り出す道内企業が増えてシステム開発案件が伸びていることから、開発に必要な技術人材の確保のために、50代の転職者採用に開道を広げている。転職者側も後職定年が迫り、昇給チャンスが減り、働き方改革で残業もできなくなっている状況から転職に踏み切る人材が増えている。50代の転職者家庭環境に左右されるケースが大きいのが、働く場所に捉われないテレワーク勤務や現職の在籍企業よりも長く働いて長期的な収入も見込み、能力次第で昇給も見込めるという魅力もある。今後も転職者の経験豊富なスキルや専門領域に精通したミドル世代の中途採用が加速する可能性が大きく、道内中小IT企業が経営課題である人材不足を解消して事業の成長につなげることでできれば一石二鳥以上の効果も期待できる。(ソフトウェア/全道)

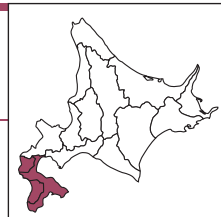
- ・売上高は、前年同月比5.29%増加。
・業務員数は、前年同月比9.2%減少。
・1月分チケット取扱高は、前年同月比44.8%増加。(一般乗用旅客/旭川)
- ・コロナのまん延防止で消費が落ち込んでいるため集客が減少している。(一般貨物自動車運送/小樽)
- ・大雪の影響でJRの運休が長期化、そのため本州方面のトレーラー輸送は、一時的に需要が高まった。
・一般貨物・日用品についても低調な状況が続いている。
・燃料に関しては、政府の補助金の給付が開始されたが、それを上回る価格高騰が進んでおり収益は悪化している。顧客への運賃値上げ交渉も進んでいない。(一般貨物自動車運送/石狩)
- ・燃料価格の高騰で収益が悪化している。(一般貨物自動車運送/苫小牧)

支部だより



道南支部(函館市)

所管／渡島総合振興局・檜山振興局管内
駐在職員／伊藤事務所長・白吉主事



朝市と『東急ステイ函館朝市灯の湯』で朝食提携

函館朝市協同組合連合会(4会員、藤田公人理事長)は、2021年4月にオープンしたホテル『東急ステイ函館朝市灯の湯』と提携し、ホテルの朝食を函館朝市内の提携店舗で提供するサービスを行い話題となりました。同ホテルの朝食付きプランで宿泊することで当サービスを利用でき、連合会会員組合の組合員である16店舗(3月現在)に朝食券を持って来店すると、店舗ごとに用意された複数の朝食専用メニューの中から1つ選んで食べることができます。これらのメニューは各店舗とホテル担当者の間で入念に打ち合わせて提供されており、函館の新鮮な海の幸を堪能できる内容となっています。

このサービスは、ホテルを建設することになった際に、ホテルのオーナーから連合会と提携して函館朝市内で朝食をとれるようにしたいとの申し出があり、同ホテルが連合会に賛助会員として加入するか

たちで実現しました。ホテルから提携店舗への朝食料金の清算などの事務手続きは、連合会を通すことで一元化しており、連合会事務局の役割もこのサービスにおいて重要なものとなっています。



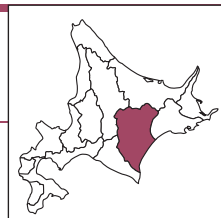
函館観光の人気スポットである朝市で朝食を楽しんだ後にお土産選びなどもでき、スマートに函館を満喫できますので、函館にお越しの際はぜひ同ホテルの宿泊もご検討ください。

東急ステイ函館朝市灯の湯 公式ホームページ
<https://www.tokyustay.co.jp/hotel/HAA/>



十勝支部(帯広市)

所管／十勝総合振興局管内
駐在職員／牧村事務所長・竹内主事



「省エネ補助金セミナー開催」

令和4年1月24日(月)にホテル日航ノースランド帯広において、当支部主催の省エネ補助金に関する研修会を開催し、会員組合、組合員企業及び行政機関合わせて22名が参加しました。

本研修では、国が2050年ゼロカーボン達成に向けて様々な支援メニューを講じているものの、周知不足や手続きの煩雑さにより、中小企業者の利用は少ない状態にあることから、企業の「脱炭素経営」を促進することを目的として開催いたしました。



講師(一般社団法人環境省エネ推進研究所の代表理事藤川博文氏)より、省エネ設備導入

に係る補助金や申請・受給方法までを紹介いただきました。

※一部ご紹介

「先進的省エネルギー投資促進事業補助金」

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を行う際、一定の要件を満たす設備を導入した際に補助金が支給されます。

「省エネお助け隊」

専門家が省エネに関する課題の抽出から改善までをフェーズ毎にサポートし、報告書を作成、上記補助金の申請の際、有利となります。

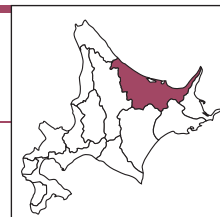
補助金の概要は、経産省のホームページ(QRコードから遷移できます)をご確認ください。





網走支部(網走市)

所管/オホーツク総合振興局管内
駐在職員/外川事務所長・平松主任



北見市のテレワーク拠点「KITAMI BASE」

北見市内のコワーキングスペース「サテライトオフィス北見」が、3月7日、新たに簡易宿泊所を備えて「KITAMI BASE(キタミベース)」としてリニューアルオープンしました。

前施設のサテライトオフィス北見は、平成29年に北見市が商店街の空き店舗を改装して開業し、Wi-Fiや共用スペース、セミナールームを備えたテレワークの拠点として利用されてきました。

新施設では、これまで使用していなかった2階に宿泊用の部屋を5室設けたほか、シャワールームや月額契約者向けの共用スペース、交流サロンなどを整備



備。1階は、フリーの利用者向けスペースや会議室を設けています。また、利用者のさまざまな情報を掲載する掲示スペースを設け、ビジネスマッチングの機会を促進する取組も行っています。



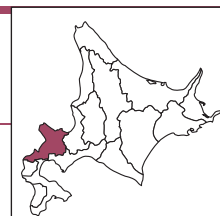
運営・管理は、市と地域活性化に向けた連携協定を結ぶ東京のIT企業「株式会社アイエンター(入江恭広社長)」が行っており、担当者は、「北見と都市部の企業を結ぶ拠点としてはもちろんのこと、地元企業の活用を積極的に促進し、新ビジネスや地域活性につなげていきたい」と話していました。

利用方法など、詳しくは下記ホームページからご確認ください。

<https://kitamibase.hatarabu-kitami.com/>

後志支部(小樽市)

所管/後志総合振興局管内
担当/連携支援部 津川主査



「5年後の南樽市場のあるべき姿を考える」

南小樽市場協同組合 勉強会を開催

南小樽市場協同組合(代表理事:木川 昌年 氏)は、3月2日(水)に「5年後の南樽市場のあるべき姿を考える」をテーマとした組合員向け勉強会を開催しました。主な内容は次のとおりです。

- (1)5年後の小樽はどうなっているのか?(人口、お客様、消費のスタイル……)
- (2)その変化にどうやって対応していくのか?(市場として何をすべきか……)
- (3)ITを上手に活用できないだろうか?(お金をかけずにデジタル化……)

本勉強会は、コロナをはじめ大きく変化している環境変化を乗り切るために企画された勉強会で、中央会事業を利用して開催されました。

身近で切実な問題に、組合員の皆様は真剣な眼差しで勉強会に参加していました。



本勉強会を企画した 杉本倫一さん(青年部)より一言

本勉強会は、中央会事業を利用して開催しました。

セミナーの内容や講師の紹介など、中央会担当者が親身に相談にのってくれます。

是非、皆様も中央会事業を利用してみてはいかがでしょうか。



中小企業大学校旭川校おすすめ研修のご案内

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で助成制度があります。
 概要は、旭川校のホームページをご覧ください。(右のQRコードからもご覧頂けます)



コースNo.
5

クレーム対応力強化講座 ピンチをチャンスに変える 顧客満足度向上の極意

NEW

5月10日(火)～12日(木)

受講料：32,000円(税込)

対象レベル：管理者・新任管理者・クレーム担当者



クレームの本質と対応の基本手順を学び、実際の口頭や文章での対応方法を学びます。また、メンタルヘルスケアの重要性も演習で学び、クレーム対応力の向上を図ります。

札幌開催

コースNo.
6

組織風土づくりの考え方・進め方 イキイキコミュニケーションで 働きやすい職場づくり

5月12日(木)～13日(金)

受講料：22,000円(税込)

対象レベル：経営幹部・管理者



働きやすい職場環境を整え、メンバーの能力を最大限に引き出す組織風土をつくるために、どのように組織を変革していくのか事例を交えて学びます。

コースNo.
8

新任管理者研修① 「できる管理者」を目指す人の マネジメント基本講座

5月23日(月)～26日(木)

受講料：39,000円(税込)

対象レベル：新任管理者・その候補者



管理者に求められる役割を理解し、必要となるマネジメント知識やスキルを学び、自身のリーダーシップ目標の実現に向けたアクションプランの策定に取り組みます。

コースNo.
9

経営に活かす！人材育成の進め方 強い組織をつくりあげる 「人材育成プラン」講座

5月25日(水)～27日(金)

受講料：32,000円(税込)

対象レベル：経営幹部・管理者・その候補者



限られた人材を“戦力”に育てるための視点や手法を理解し、人材育成の進め方を演習や事例を交えて学び、自社の人材育成プランの立案に取り組みます。

コースNo.
301

次世代を担うトップリーダーを育てる 経営管理者養成コース



【研修期間】(インターバル研修：4日×6回)

- ① 2022年 7月4日(月)～7月 7日(木)
- ② 2022年 8月1日(月)～8月 4日(木)
- ③ 2022年 9月5日(月)～9月 8日(木)
- ④ 2022年10月3日(月)～10月 6日(木)
- ⑤ 2022年11月7日(月)～11月10日(木)
- ⑥ 2022年12月5日(月)～12月 8日(木)

【対象者】経営幹部、経営後継者、管理者(候補者)

【受講料】298,000円(税込)

研修のねらい

この研修では、企業活動の中核を担う経営管理者として、質の高い経営を行うための総合的・創造的マネジメント能力の向上を図ることを目的として、実践につながる知識やマネジメント手法を体系的に習得します。

【研修の流れ】

- STEP1：自社の現状把握
- STEP2：自社の課題抽出
- STEP3：研究テーマの設定
- STEP4：研究テーマ達成のための方策を検討
- STEP5：研究テーマ達成のための計画を策定
- STEP6：研究成果のプレゼンテーション・評価

“総合的マネジメント能力”をマスター

講座内容詳細は 初めてのの方は

資料請求や講座内容についてお気軽にお問い合わせください。

電話 0166-65-1200 / FAX 0166-65-2190

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部

住所 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1

中小企業大学校 旭川校



経営者にも
退職金を!

小規模企業共済制度



ポイント① 常時使用する従業員が20名以下
(商業・サービス業では5名以下)の個人事業主、
個人事業主の共同経営者(2名まで)
及び会社の役員の方が加入できます。

ポイント② 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 掛金は毎月1,000円~70,000円(500円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額所得控除、受取りは「退職所得扱い」(一括受取)または「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)となります。

ポイント③ 事業資金の貸付け・災害時のサポートもあります!

- 事業資金等の貸付制度が利用できます(担保・保証人不要)。
- 地震・台風、火災等の災害時にも貸付けが受けられます。



全国加入者
約48万人の
実績!

経営セーフティ共済制度



ポイント① 中小企業で、引き続き1年以上事業を行っている方が加入できます。

- 取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった時に貸付けが受けられます。
- 取引先との商取引の事実確認だけで、迅速に貸付けが受けられます。

ポイント② 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 月額5,000円~200,000円(5,000円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額「損金(法人)」または「必要経費(個人事業)」に算入できます。

ポイント③ 最高8,000万円まで貸付けが受けられます。

- 掛金総額10倍の範囲内で、回収困難となった売掛金債権等の額
- 貸付条件は「無担保・無保証人」「無利子」※ただし、貸付けを受けた場合、貸付額の10分の1の額が、積立てた掛金から控除されます。

ポイント④ 40ヶ月以上掛けていれば、

- それ以降掛金を掛けなくても、共済金の貸付けは受けられますので安心です。
- 解約しても共済金の貸付けを受けていなければ積立てた掛金の全額が戻ります。



本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目
プレスト1-7 3階

TEL/011-231-1919
FAX/011-271-1109

本制度は、法律に基づき独立行政法人
中小企業基盤整備機構が運営しています。

(独)中小企業基盤整備機構
共済相談室

TEL 050-5541-7171



商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

札幌支店	〒060-0002 札幌市中央区北二条西 3-1-20	TEL : 011-241-7231
函館支店	〒040-0001 函館市五稜郭町 33-1	TEL : 0138-23-5621
帯広支店	〒080-0013 帯広市西三条南 6-20-1	TEL : 0155-23-3185
旭川支店	〒070-0035 旭川市五条通 9-1703-81	TEL : 0166-26-2181
釧路営業所	〒085-0847 釧路市大町 1-1-1	TEL : 0154-42-0671

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階

TEL 011-231-1919 FAX 011-271-1109

ホームページアドレス <https://www.h-chuokai.or.jp>

発行日/2022年4月1日(毎月1日発行)

*この機関誌は、誰もが読みやすいユニバーサルデザインフォントと環境にやさしい植物油インキを使用しています。

